

決算審査特別委員会会議記録（第1号）
（本庁第2班）

令和6年10月17日

福島県議会

1 日時

令和6年10月17日（木曜）

午前 9時58分 開議

午後 2時19分 散会

2 場所

第一特別委員会室

3 会議に付した事件

知事提出継続審査議案第24号 決算の認定について

4 出席委員

副委員長	大場秀樹	委員	安部泰男
委員	宮本しづえ	委員	鈴木優樹
委員	渡辺康平	委員	山田真太郎
委員	誉田憲孝		

5 議事の経過概要

（午前 9時58分 開議）

大場秀樹副委員長

ただいま出席委員が定足数に達しているので、これより本日の会議を開く。

初めに、委員席の決定であるが、ただいま着席のとおり決定して異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大場秀樹副委員長

異議ないと認め、そのように決定する。

次に、会議録署名委員については、班長氏名で異議ないか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

大場秀樹副委員長

異議ないと認め、菅田憲孝委員、山田真太郎委員を指名する。

本日は、危機管理部、監査委員事務局、警察本部及び農林水産部の審査を行う。

これより危機管理部の審査に入る。

直ちに危機管理部長の説明を求める。

危機管理部長

(別紙「令和6年度(令和5年度普通会計分)決算審査特別委員会危機管理部長説明要旨」により説明)

大場秀樹副委員長

続いて、危機管理課長の説明を求める。

危機管理課長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

以上で説明が終わったので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

渡辺康平委員

調査資料13ページの翌年度繰越額と不用額について、例年との比較を聞く。

危機管理課長

翌年度繰越額については、年度後半に国庫補助金が交付されたため繰り越さざるを得なかったものであり、毎年ではないが、国庫補助金の交付状況に応じて発生する。不用額については、金額の増減はあるものの、毎年一定程度発生するものである。

宮本しづえ委員

令和3年度の災害から継続して災害救助費が支出されているが、各年度の適用戶数を聞く。

災害対策課長

応急仮設住宅の戸数か、もしくは応急修理に係る戸数か。

宮本しづえ委員

両方確認したい。

災害対策課長

具体的な戸数が分かる資料が手元にないため、後ほど回答する。

宮本しづえ委員

災害救助の場合、応急仮設住宅も含めて国の基準である2年を超えて支援している実績があり、現在もそのような対応がなされていると思うが、令和3年度以降の状況を確認したいため、資料を提出願う。

次に、空間放射線量測定機器の関係で、国の交付決定が遅かったために繰り越したのだと思うが、これはモニタリングポストを更新する事業なのか。そうであれば何基を更新するのか。

放射線監視室長

今回の繰越しは、モニタリングポストの更新ではなく耐震化に関するものである。比較的古いモニタリングポストは耐震化されていなかったことから、床面をコンクリートで固め、機器をアンカーで固定する事業を実施している。

宮本しづえ委員

モニタリングポストとして設置されている622か所全てを耐震化するのか。

放射線監視室長

県が原子力発電所周辺に設置した39か所のモニタリングポストのうち、耐震化されていなかった12か所について、令和5年度と6年度に事業を行うものである。繰越しにより今年度は4か所の耐震化を行う。

宮本しづえ委員

622か所のモニタリングポストは国が設置したため県は直接耐震化に関わらないのか、もしくは国が設置したものは既に耐震化されているのか。

放射線監視室長

622か所の中には国設置分と県設置分があるが、国が設置したものは地面に置くだけの可搬型の機種であり、そもそも耐震化の対象ではない。

宮本しづえ委員

機種が異なることを理解した。耐震化を図ることは非常に重要であるため、しっかりと進めるよう願う。

昨年8月24日からALPS処理水の海洋放出が開始し、県民の間でも様々な意見が交わされ、昨年度は県が設置する廃炉安全監視協議会が6回、廃炉安全確保県民会議が4回開催された。例年と比較して開催回数は多かったのか。

原子力安全対策課長

廃炉安全監視協議会については、令和4年度は3回の開催であったが、5年度はALPS処理水の海洋放出が始まることから強化して開催した。廃炉安全確保県民会議については、例年、年4回の開催である。

宮本しづえ委員

廃炉安全監視協議会は前年の倍の回数開催されたとのことであり、専門家の意見を聞くために当然必要であったと思う。廃炉安全確保県民会議はネット配信も行った一方、廃炉安全監視協議会をネット配信しないのはなぜか。

原子力安全対策課長

廃炉安全確保県民会議については、県民目線で廃炉の取組を監視することが目的であり、多くの県民に廃炉の取組状況を知ってもらうため、毎回ユーチューブで配信している。

宮本しづえ委員

廃炉安全監視協議会についても、専門家の意見などを県民に知ってもらうために、公開性をより高めるとよいと思う。傍聴は可能であることから、同様にネット配信も行ってはどうか。廃炉の問題は県民や専門家の意見が分かれる問題であることから、相互の意見を十分に伝える取組があればよいと思う。

また、廃炉安全確保県民会議の構成員は自治体の首長や各種団体の代表者であることから、議事録を読んだ限り、一般的な県民の生の声がどこまで反映されているのか疑問である。構成員に関することも含め、廃炉安全確保県民会議の中でより幅広く県民の意見が反映される方法を考えるべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

廃炉安全確保県民会議の構成員については、13市町村から1名ずつ、市町村職員ではない県民の代表者が出席しているほか、県内15団体の代表者等から意見をもらっている。廃炉安全確保県民会議の状況をユーチューブ配信しているほか、年4回の広報誌の発行により廃炉の状況を県民に広く周知する取組を行っており、県民からの意見等を聞く体制も取っている。引き続き、県民の理解を得ながら廃炉が安全かつ着実に進むよう取り組んでいく。

宮本しづえ委員

各種団体の代表者だけでは県民の意見を十分に反映できないとの声もあり、民間団体による円卓会議が何回か開催され、ALPS処理水の海洋放出に関して様々な

協議がなされた。このような場にも県が出席し、説明や協議を行ってもよかったと思うが、要請があれば出席を検討するのか。

原子力安全対策課長

要請があれば、団体の依頼内容等を踏まえ、出席するかどうか検討していく。

宮本しづえ委員

相手によって出席するかどうかを判断するという意味合いを感じた。積極的に出席し、意見を聞いたり、県の立場を説明したりすべきと思うが、どうか。

原子力安全対策課長

要望があった団体を選別するというよりは、県からの説明を求める趣旨や、会議の趣旨などをよく考えて出席するかどうかを検討するという意味である。

宮本しづえ委員

積極的に出席するよう願う。

令和5年8月24日にALPS処理水の海洋放出が始まってから既に1年が経過するが、県民の多様な意見があることについて、県として東京電力や国に対し、主にもどのような要望や申入れを行ってきたのか。

原子力安全対策課長

昨年8月からALPS処理水の海洋放出が開始されたが、現在、計画どおり放出されており、モニタリング結果についてもトリチウム濃度は検出下限値未満か十分に低い値であることを確認している。ALPS処理水の海洋放出は長期にわたる取組であることから、県としては引き続き、国と東京電力に対し想定外の事態が発生しないよう万全の対策を講じることを求めるとともに、廃炉安全監視協議会等を通じて国と東京電力の取組を厳しく監視していく。

宮本しづえ委員

海洋放出に反対する県民の声もかなり多かったが、それが国や東京電力に伝わっていないのが実態であると思う。廃炉に関する様々なトラブルが続いており、その都度、東京電力の職員が現場にいないという問題が明らかになっている。東京電力が主体的に行うべき作業の現場に職員がいないことについて、県はより厳しく東京電力を監視すべきと思うが、主要な廃炉作業において適切な管理体制が取られてこなかったことをどのように認識しているか。

原子力安全対策課長

燃料デブリの試験的取り出しの初日に押し込みパイプの順番を誤るトラブルが発生し、現在も作業が中断されている。今回、東京電力ではパイプの運搬や配置といった一般的な作業における現場確認を行っておらず、パイプ内にケーブルを通す作業についても、5本のパイプにケーブルが通っていることは確認したが、パイプの順番までは確認していなかったことが判明した。したがって、県は、東京電力に対して協力企業任せにしない安全管理体制の構築を強く求めている。

安部泰男委員

危機管理部では3つの目標を柱として様々な施策を展開し、多岐にわたって県民の安全・安心を守るために精励していることに対し、改めて感謝を述べる。県民へ様々な形でアプローチするかと思うが、県民の受け止め方や、どのように生かされたのかなど、令和5年度における効果について聞く。

危機管理課長

県民の防災意識の向上については、これまで以上に効率的、効果的に図っていく必要があると考えており、様々な広報媒体を通じた周知啓発を行っている。能登半島地震をはじめ全国的に災害が頻発、激甚化する中、防災への関心自体は高まっていると思うが、それを備えにつなげていく部分が未達成であると考えている。したがって、令和5年度は一方的な情報発信にとどまらず、防災イベントやマイ避難推進講習会、主に小学生を対象とした防災出前講座などを通じて、双方向で確認しながら防災意識の向上を図る取組を強化してきた。また、今年度は地域の防災士を地域防災サポーターとして登録し、参画者を増やして直接県民に説明することで、理解と実践につなげていけるよう取組を強化している。

安部泰男委員

一生懸命取り組んでいることは分かるが、私が聞きたいのは、例えばアンケートを実施するなど、施策に対する効果を定量的に把握する方法を確立しているかということである。

危機管理課長

県民の防災意識の変化については、毎年、県政世論調査を基本指標として確認しており、目標を達成している指標はあるものの、避難場所の確認や食料の備蓄に関する指標が思うように伸びず、県政世論調査の結果に反映させる難しさを感じている。また、マイ避難推進講習会等でのアンケートにより受講者の防災意識の変化を

確認しており、大変好評であることから、講師になる地域防災サポーター等を増やしながら講習会をさらに増やしていく。引き続き、アンケート等により各事業の反響や効果を確認し、県政世論調査の結果にも反映されるよう努力していく。

安部泰男委員

行政評価を導入していると思うが、行政評価の方法や費用対効果を示すことで説得力のある説明になる。部長説明要旨からは一生懸命取り組んでいる気持ちは伝わってくる一方、どうしても気持ちしか伝わってこないため、予算に対する効果を定量的に示すことができる方法を確立すべきと思うが、どうか。

危機管理部長

委員指摘のとおりである。防災意識や備えについて実際の行動に結びつけていく必要があることから、県政世論調査やアンケート調査など多様な手段を用いて効果を出せるよう図っていく。

宮本しづえ委員

消防力の強化について、財政的に常備消防を増やすことが難しい場合があり、それを補強する消防団の役割は非常に大きいと思うが、これまで積極的に消防団の役割を果たしてきた地域の商店等が少なくなり、消防団員の確保が非常に難しくなっている。消防団員の確保を企業にも依頼しているとの説明があったが、これによりどの程度の人数が確保されたのか。

また、消防団員が消防活動で出動した際の手当があまりにも低額であると思う。常備消防の場合は当然に仕事として評価される一方、消防団員はそうではないため、手当額を見直すべきである。消防組合ごとに手当額が異なるかと思うが、1回当たりの平均の手当額と見直しについての考えを聞く。

消防保安課長

まず、消防団員の確保については、昨年と比較して消防団員数は減っており、様々な活動により減少に歯止めをかけているとの認識はあるが、数字が見えにくく、活動により確保できた具体的な人数は把握できていない。先ほどの話のように気持ちの部分になってしまうが、しっかりと事業を進め、消防団員の確保を進めていく。

次に、手当については各市町村で見直しが進んでおり、基本的には地方交付税の基準額をベースに国が示した額を各市町村で設定し、均一に対価を支払っているが、委員指摘の見直しなども含め、今後検討を進めていく。

宮本しづえ委員

国が交付税措置する際の基準額は幾らか。

消防保安課長

手元に資料がないため、後ほど回答する。

宮本しづえ委員

後ほど資料の提出を求める。

大場秀樹副委員長

いつまでに提出可能か。

消防保安課長

本日中に提出する。

大場秀樹副委員長

それでは、お諮りする。

ただいまの資料及び災害対策課長の答弁に際し宮本委員が求めた資料について、委員会に提出を求めることに異議ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

大場秀樹副委員長

異議ないと認め、それぞれ26部提出願う。

ほかはないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大場秀樹副委員長

なければ、以上で危機管理部の審査を終わる。

監査委員事務局と交代のため、暫時休憩する。

(午前 10時55分 休憩)

(午前 10時57分 開議)

大場秀樹副委員長

再開する。

これより監査委員事務局の審査に入る。

直ちに、監査委員事務局長の説明を求める。

監査委員事務局長

(別紙「令和6年度(令和5年度普通会計分)決算審査特別委員会監査委員事務局長説明要旨」により説明)

大場秀樹副委員長

続いて、監査総務課長の説明を求める。

監査総務課長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

以上で説明が終わったので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

宮本しづえ委員

監査機能の向上に向け、専門職も含めた人員確保をどのように行っているのか。

監査総務課長

監査機能に関しては、専門職員を確保するのではなく、職員の能力向上のための研修等を実施することで強化に努めている。

大場秀樹副委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大場秀樹副委員長

なければ、以上で監査委員事務局の審査を終わる。

警察本部と交代のため、暫時休憩する。

(午前 11時11分 休憩)

(午前 11時14分 開議)

大場秀樹副委員長

再開する。

これより警察本部の審査に入る。

直ちに、警察本部長の説明を求める。

警察本部長

(別紙「令和6年度(令和5年度普通会計分)決算審査特別委員会警察本部長説明要旨」により説明)

大場秀樹副委員長

続いて、会計課長の説明を求める。

警務部参事官兼会計課長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

続いて、警務部長の説明を求める。

警務部長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

以上で説明が終わったので、これより審査に入る。

質疑のある方は発言願う。

渡辺康平委員

予算執行説明資料490ページ、被害者対策諸費の被害者カウンセラー制度の充実におけるカウンセリング実施状況が0回であるが、事業の具体的な内容と実績がなかった理由を説明願う。

警務部参事官兼県民サービス課長

当該カウンセリング制度については、部内の心理カウンセラー及び委嘱している部外の被害者カウンセラーにより、精神的被害が大きい犯罪被害者等に対しカウンセリングを行い、精神的被害の回復または軽減を図っている。昨年度の実績はあるが、全て警察職員である部内のカウンセラーが実施したものであり、部外のカウンセラーの委嘱に係る費用が発生しなかったことから、カウンセリング実施状況が0回となっている。引き続き、適正なカウンセリングと被害者支援を行っていく。

宮本しづえ委員

虐待に関する通報がかなり増えているが、適切に対応できているのか気になっている。児童虐待や高齢者虐待、DVも含めどのように対応しているのか。また、対応し切れない場合にどのような対策を取っているのか。

生活安全部参事官兼刑事部参事官

児童虐待については、令和5年度、1,449人を児童相談所に通告しており、そのうち身体的虐待は189人、心理的虐待は1,193人でそのほとんどが面前DVによるものである。基本的に警察が認知した全ての事案について児童相談所に通告し、通告後も必要な情報を児童相談所と共有するなど連携しながら適切に対応しており、今のところ全く対応し切れない状況には至っていない。そのほか、高齢者虐待、障がい者虐待についても、警察が認知した全件について市町村等の関係機関に通報しており、それぞれ連携して対応している。

宮本しづえ委員

基本的には対応しているとのことであるが、虐待被害者の関係者から見ると、対応が不十分な場合もあるとの話も聞く。人的な体制の制約もありなかなか難しいかと思うが、積極的な対応を願う。

次に、交通事故防止対策について、信号機の設置に関する地域からの要望が多い。昨年度の新設は4基のみとのことであり、対策が不十分だと思うが、新設が少な過ぎるのはなぜか。

交通部交通規制課長

令和5年度中の新設は15基であり、新規が9基、移設が6基である。過去の平均を見ても、新設は年間15基程度である。

宮本しづえ委員

地域からの要望に対してはどのように対応しているのか。

交通部交通規制課長

令和5年度は、住民や道路管理者などから信号機新設の要望が24件あり、一件一件その内容を精査し、信号機設置の指針に基づき優先順位をつけて設置を進めている。なお、道路の新設に合わせて信号機を設置するなど、前年度からの繰越しもあることから、要望と設置の年度がずれる場合もある。

宮本しづえ委員

信号機の迅速な設置を求める地域からの要望が強いため、しっかりと予算を確保して対応するよう願う。

最後に、昨年度における高齢者の運転免許証の返納件数を聞く。

交通部参事官兼運転免許課長

昨年度における65歳以上の高齢運転者の自主返納件数は6,112件であり、前年度と比較すると114件減少した。運転免許証の更新に合わせて返納する高齢者も多く、昨年度は更新件数が少なかったことから返納件数も若干減少したが、おおむね横ばいであると判断している。

大場秀樹副委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大場秀樹副委員長

なければ、以上で警察本部の審査を終わる。

ここで、暫時休憩する。

再開は午後1時とする。

(午前 11時52分 休憩)

(午後 0時57分 開議)

大場秀樹副委員長

再開する。

これより農林水産部の審査に入る。

直ちに、農林水産部長の説明を求める。

農林水産部長

(別紙「令和6年度(令和5年度普通会計分)決算審査特別委員会農林水産部長説明要旨」により説明)

大場秀樹副委員長

続いて、農林総務課長の説明を求める。

農林総務課長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

続いて、農業振興課長の説明を求める。

農業振興課長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

続いて、農産物流通課長の説明を求める。

農産物流通課長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

続いて、農村計画課長の説明を求める。

農村計画課長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

続いて、森林計画課長の説明を求める。

森林計画課長

(調査資料ほか説明)

大場秀樹副委員長

以上で説明が終わったので、これより質疑に入る。

質疑のある方は発言願う。

渡辺康平委員

林業の担い手確保・育成のため、林業アカデミーふくしまにおいて様々な事業を行っているとの説明があった。これまでの取組に心から敬意を表す一方で、令和5年度の新規林業就業者数は118名と、総合計画に掲げている目標値140名に達しなかったが、まずは農林水産部としての所感を聞く。

森林計画課長

新規林業就業者数については指標目標を達成できなかったが、令和4年度に林業アカデミーふくしまが開講して以降は毎年100名以上が新規就業している。今後、それらの取組と併せて林業についての認識を深めてもらえるようPRし、さらなる新規就業者数の増加に向けて取り組んでいきたい。

渡辺康平委員

今後も総合計画に基づく取組を進めていく中で、この目標値よりもさらに上を目指してもらいたいと考えているが、どうか。

森林計画課長

もちろん新規就業者140名の達成が最終目標ではなく、それ以上の成果を得られるよう、例えば林業事業体の環境整備への支援等も行っている。できるだけ多くの新規就業者を確保できるよう取り組んでいきたい。

宮本しづえ委員

放射性セシウムの吸収抑制対策として牛ふん堆肥等を活用しているとの説明があった。これまではゼオライトを活用してきたと思うが、現在の状況を聞く。

また、県北、県中方部では、放射線管理区域に該当する4万Bq/kgをはるかに超える放射性セシウムが検出される農地も存在する。正確な調査が必要だと思うが、どうか。

農業振興課長

放射性セシウムの吸収抑制対策については、カリ資材を土壤に投入すると放射性セシウムを吸収しにくくなる効果があるため、一般的にはカリ肥料の追肥を行っている。牛ふん堆肥にもカリ肥料が含まれていることから、堆肥の状態によってどの程度含まれているのか、施用の仕方によって吸収抑制効果がどの程度あるのか等の試験研究を継続して実施しているところである。

次に、土壤の経年変化のモニタリングについては、土壤の放射性物質の調査を毎年80～100か所程度の地点で継続して行っており、緩やかではあるが減少傾向にある。あわせて、土壤中に含まれるカリ肥料の成分量についても調査しており、現在はおおむね平行線で推移している。

また、放射性濃度が高い環境をあえてつくり、品目による吸収量の違いなどについての試験研究も行っている。

宮本しづえ委員

80～100か所程度で抽出調査を実施しているとのことだが、その方法を聞く。

農業振興課長

各地点から採取した土を農業総合センター等の分析機械にかけ、放射性セシウム濃度や土壤の成分量などを調査している。

宮本しづえ委員

先ほど述べた放射線管理区域は労働安全衛生法上のものであるため、農業法人が従業員を雇用している場合にはこの基準が該当するが、自営業である農家は該当にならない。13年経過してもなお、農家に対しての安全管理基準が何もない現状は制

度上の不備と言わざるを得ないと思うが、県の考えを聞く。

農業振興課長

先ほど答弁した土壌調査の際には、全ての地点ではないが空間線量も参考として測っている。県内全域を対象とした調査ではないが、放射線量が高い地点が今後確認された場合には対策が必要だと考えている。

宮本しづえ委員

4万Bq/kgを超える農地が多く存在することは県も報告を受けていると思うが、農林水産部で対応すべき分野ではないとの考えがあったのではないか。今日はこれ以上述べないが、安全な農産物の生産に資する対策をしっかりと検討するよう要望する。

次に、現在酪農関係の経営が本当に大変な状況にある。酪農家への支援として、殺処分した牛1頭当たり15万円を補助する国の事業があったと思うが、昨年度、県内でこの事業を適用した事例はあるのか。

畜産課長

高能力乳牛の導入を支援する事業のことだと思うが、殺処分ではなく、あくまでも高能力乳牛へ更新するに当たり、1頭につき27万円程度を支援している。

宮本しづえ委員

その事業とは別に、乳牛を殺処分した場合の補助事業があったと思う。このような支援が県内でも適用された事例があるのか大変疑問に感じているため、再度確認する。

畜産課長

その事業については承知していない。牛乳の生産調整のために国が実施している事業なのかもしれないが、実績は把握していない。

宮本しづえ委員

とんでもない事業だと思う。牛を生かすための支援こそ行うべきであり、殺処分に対する補助は酪農家への支援の在り方として不合理だと思っている。もし実績があれば後ほど回答願う。

次に、担い手の確保についてである。

昨年度から農業経営・就農支援センターが開所し、約1,300件の相談に応じる中で新規就農者数も目標値を達成しており、我々としても非常に喜ばしいことだと感

じている。その一方で、農家からは親元就農に対してもしっかりと支援してほしいとの要望が寄せられている。親元就農の場合、新たに別事業も実施しなければ国の支援対象から外れてしまうようであり、これはどう考えても不合理だと思う。

昨年度の新規就農者のうち、親元へ就農した人数を聞く。

農業担い手課長

調査は自営就農と雇用就農で区分けしており、昨年度の新規就農者367名のうち、自営就農が158名、雇用就農が209名となっている。なお、自営就農158名の内訳は、新規学卒者が13名、Uターン者が80名、新規参入者が65名である。

宮本しづえ委員

その区分けからすると、親元就農は新規学卒者とUターン者の合計人数と考えてよいか。

農業担い手課長

その中に含まれているとは思いますが、親元就農としての把握はしていないため、あくまで推測であることを了承願う。

また、新規就農者への支援については、年額150万円を最大3年間補助する経営開始型資金や上限750万円を一括補助する経営発展支援事業があり、このうち経営発展支援事業については、経営継承を前提に親元就農した場合であれば補助対象になる。

宮本しづえ委員

農家は高齢化が非常に進んでいるため、後継者が絶対に必要となる。後継者がいなければ遊休農地がさらに広がって農家戸数も減少してしまうため、親元就農についても重要な分野と捉え、統計を取ってしっかり把握すべきである。

次に、今年は深刻な米不足が発生した。猛暑により一等米が少なかったことが一つの要因ではないかとも言われているが、そもそも水稻の作付戸数が減少してきている。

この1年間で水稻の作付戸数及び面積がどのように変化しているのか、統計があれば聞く。

水田畑作課長

統計の有無も含めて調べた上で回答する。

宮本しづえ委員

水稲の作付面積が全国的に減少しているため、その状況はしっかり把握しておく必要があると思う。特に水稲は大規模化、集約化を進めているが、その担い手も高齢化していることから、今後遊休農地が一気に増えてしまうのではないかと危惧している。

大規模化や集約化が効率的であることは理解しているが、やはり小規模農業者の育成も進めていかなければならない。国も県も大規模化へシフトしているため、余計に危険感を抱いているが、県の考えを聞く。

農林企画課長

県では確かに、担い手の減少に伴い大規模農家を育成していくため、圃場の大区画化やスマート農業による生産効率化等を進めている。その一方で、小規模農家に対しても、中山間地域等直接支払制度や多面的機能支払交付金、あるいはふくしま型集落営農などにより、しっかりと役割を持ちながら活躍してもらえるよう取り組んでいる。

宮本しづえ委員

確かにそのような経営支援はあるものの、直接的な補助は、農家収入に占める割合で見ると僅か30.2%である。一番高いスイスは92.5%、EU平均でも50.4%となっており、世界的には非常に低い水準にとどまっている。農業の多面的機能を評価し、しっかりと補助することが世界の当たり前になっているため、さらなる取組を国へ求めてもらいたい。

中山間地域等直接支払制度については、いまだ適用されていない場所が相当残っているのではないかと思うが、これまでの実績を聞く。

農村振興課長

中山間地域等直接支払制度については、県内の農用地の中で該当する面積を明確に示すことが困難であるが、おおよそ6～7割は対象となっていると推測している。

大場秀樹副委員長

ほかにないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

大場秀樹副委員長

なければ、以上で農林水産部の審査を終わる。

以上で、本日の会議を終わる。

明18日は午前10時より委員会を開く。

審査日程は、土木部の審査についてである。

なお、本日の締切りまでに所属班以外の部局に対する質疑の通告はなかったため、明日は班別審査が終了次第、散会となる。

これをもって散会する。

(午後 2時19分 散会)